

公告 第 199 号  
令和 6 年 10 月 31 日

# 公 告

契約担当官  
航空自衛隊第 1 航空団  
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名等

件 名 (品 名)	規 格	単 位	数 量	備 考
非常用発動発電機及び構成品の撤去並びにラジエター設置基礎の拡張	仕様書のとおり	式	1	

(2) 履行場所 航空自衛隊浜松広報館

(3) 履行期間 令和 7 年 1 月 12 日 ~ 令和 7 年 2 月 28 日

## 2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備府長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備府長官が認めた場合には、この限りではない。

## 3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

## 4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和 6 年 11 月 15 日（金）9 時 30 分

## 5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 % に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第 77 条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第 100 条の 3 第三号により免除

## 7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

## 8 契約書等作成の要否 要

## 9 落札決定方式 総額決定

## 10 契約の方法 確定契約

## 11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出すること。（FAX 可）
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和 6 年 11 月 13 日（水）必着とする。
- (4) 入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当分を加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。  
電話 (053) 472-1111 内線 7042 FAX (053) 472-7735

担当 神田

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	<b>非常用発動発電機及び構成品の撤去並びにラジエター設置基礎の拡張</b>		浜基LPS-G661044
	承認	令和6年10月16日	
	作成	令和6年10月16日	
	改正		
		作成部隊	第1航空団司令部監理部
<b>1 総則</b>			
<b>1.1 適用範囲</b>			
この仕様書は、航空自衛隊浜松広報館で使用している非常用発動発電機及び構成品の撤去の撤去並びにラジエター設置基礎の拡張について規定する。			
<b>1.2 用語及び定義</b>			
この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。			
<b>1.2.1 航空自衛隊浜松広報館</b>			
航空自衛隊における一般広報のため、防衛全般、航空自衛隊及び航空機関係の器材、史料を展示する航空自衛隊浜松基地に設置された施設をいう。			
<b>1.2.2 撤去</b>			
既に設置している品目を、指定場所に集積することをいう。			
<b>1.2.3 展示資料館</b>			
地下1階から地上3階の建物で、全天周シアターがある劇場棟と展示物を収容している展示場で構成される建物をいう。			
<b>1.2.4 展示資料館地下1階</b>			
劇場棟側の地下1階に熱源機械室、発電機室、変電機室、空調機械室、消火ポンプ室、EV機械室及びドライエリアで構成され、役務対象品が設置されているフロアをいう。			
<b>1.2.5 ドライエリア</b>			
劇場棟外側南西の地下1階から地上1階までの空間をいい、開口部をアルミパンチングメタルで覆われている部分をいう。			
<b>1.2.6 開口部</b>			
展示資料館地下1階に人員及び器材を出し入れするための扉、シャッター及びドライエリアのアルミパンチングメタルを取り外す箇所をいう。			
<b>1.2.7 アルミパンチングメタル</b>			
浜松広報館展示資料館劇場棟側の1階部分に取り付けられた金属製の板状のものをいう。			
<b>1.2.8 非常用発動発電機</b>			
浜松広報館展示資料館地下1階の発電機室内に設置されている発動発電機であり、			

## 品名又は件名 非常用発動発電機及び構成品の撤去並びにラジエター設置基礎の拡張

ディーゼル機関で駆動され、非常時に使用されるものをいう。

### 1.2.9 構成品

非常用発動発電機を構成する機器等をいい、発電機盤、直流電源装置、消音器、ラジエーター、膨張タンク、各種配管（排気、ミスト、冷却水）及び電気配線をいう。

### 1.2.10 非常用発動発電機等

非常用発動発電機及び構成品をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 履行場所

航空自衛隊浜松広報館（付図1による。）

### 2.2 期間

令和7年1月12日から同年2月28日の間とし、細部日程は監督官との調整により決定する。

### 2.3 役務対象品

撤去する対象品目は、付図2及び付表1による。

### 2.4 役務内容

#### 2.4.1 一般

契約の相手方は、作業開始前に非常用発動発電機等の寸法、重量、開口部（付図3）及び搬出入経路の実地調査等を行い、6.1.1による監督官の承認を得た作業計画書に基づき、撤去を行うものとする。

#### 2.4.2 契約の相手方の受入点検

契約の相手方は、この契約に当たり損傷が生じた場合において、その責任の所在を明確にする事を目的とし、撤去品目の受入点検を次により行う。

- 撤去品目の識別諸元（品名）を確認する。
- 撤去品目の構造上の損傷、破損、溶接のひび割れ、歪み及び凹みの外観を目視により確認を行い、その内容を記録する。
- 作業場所及び搬出入経路の確認を行い、異状の有無を確認する。

#### 2.4.3 ドライエリア上部の開口部確保要領

展示資料館地下1階への開口部を確保するため、次の要領（基準）でアルミパンチングメタルを取り外す（付図4）。

- アルミパンチングメタルの取り外し作業開始前に、作業エリア（付図5）に対し、関係者以外が進入しないように立ち入り禁止の識別表示を行う。
- アルミパンチングメタル及び鉄骨の取り外し時に使用する足場等をドライエリア等に設置する。コンクリートに接する足場の底面部位は、コンクリートを保護するため養生する。

## 品名又は件名 非常用発動発電機及び構成品の撤去並びにラジエター設置基礎の拡張

- c) 展示資料館 1 階劇場棟の屋外に取り付けられたアルミパンチングメタルのビスを緩めて鉄骨から取外し、鉄骨をボルト及びナットを緩めて取外す。
- d) 取外したアルミパンチングメタル、鉄骨、ビス、ボルト及びナットは、展示資料館西側（付図 5）に集積して、関係者以外が進入しないように立ち入り禁止の識別表示等を行う。
- e) 足場等を撤去する。
- f) ドライエリア上部の開口部に来場者が誤って侵入及び落下しないように仮囲いを行う（作業中を除く。）。

### 2.4.4 非常用発動発電機等の搬出経路の養生

非常用発動発電機等重量物を移動させる経路（展示資料館地下 1 階及び展示資料館 1 階劇場棟付近の作業エリア等）を養生する。

### 2.4.5 非常用発動発電機等の取外し

- a) 取外し作業は、6.1.1 の承認を得た作業計画に基づき実施する。
- b) 非常用発動発電機等を固定していたアンカーボルトは、床及び壁等から突起した部分を切除する。
- c) 消音器及び各種配管を固定している支持架台及び吊金具は取外さず、各種配管を取外す。
- d) 建物の床、壁等に生じた穴は、官側の承認を得た同色のパテで補修する。

### 2.4.6 非常用発動発電機等の運搬及び移動式クレーンによる揚降

契約の相手方は、6.1.1 による作業計画書に基づき作業に適した運搬方法で、非常用発動発電機等を運搬する。運搬によって、コンクリート等に割れを生じさせない処置を実施する。

また、移動式クレーンを使用して器材の揚降を行う場合、吊上げする器材等の重量に応じてアウトリガーやブームの旋回半径内に關係者以外を立ち入らせらず、風速を確認してクレーン等安全規則第 74 条の 3 に定める強風が確認された場合は、作業を中止する。

### 2.4.7 取外し工程間中の取外した構成品の集積

取外し作業において取外された構成品は、他の作業に影響のない作業エリア（付図 5）内に集積できるものとする。集積することにより他の作業に影響を及ぼす場合は、一時集積場所（付図 5）に移動させ集積するものとする。

### 2.4.8 非常用発動発電機等の一時集積

2.4.5 で取外した非常用発動発電機等を付図 5 に一時集積する。

### 2.4.9 ドライエリア上部のアルミパンチングメタルの取付け

- a) アルミパンチングメタルの取付け作業開始前に、作業エリア（付図 5）に対し、関係者以外が進入しないように立ち入り禁止の識別表示等を行う。
- b) アルミパンチングメタル及び鉄骨の取付け時に使用する足場等をドライエリア等に設置する。コンクリートに接する足場の底面部位は、コンクリートを保護するため養生する。
- d) 取外されたアルミパンチングメタル、鉄骨、ビス、ボルト及びナットを、作業エリア（付図 5）に集積する。

**品名又は件名 非常用発動発電機及び構成品の撤去並びにラジエター設置基礎の拡張**

- c) アルミパンチングメタルを取付けていた鉄骨をボルト及びナットで取り付ける。
- b) アルミパンチングメタルをビスで鉄骨に取り付ける。
- e) 足場等を撤去する。

**2.4.10 ラジエター設置基礎の拡張**

新規に設置する非常用発動発電機のラジエター設置に必要な基礎を拡張する。拡張するにあたり、新規に設置する非常用発動発電機設置の施工会社（表1）に確認した上で敷設する。また、拡張するにあたり、既存の基礎部分の再使用するものとし、細部は付図6のとおり。

**表1－新規に設置する非常用発動発電機設置の施工会社**

会社名	所在地	電話番号
シンフォニアテクノロジー 株式会社	東京都港区芝大門 1-1-30 芝NBFタワー	03-5473-1832
担当部署：電機システム本部産業インフラシステム営業部東京グループ		

**2.4.11 基地内廃品置き場への集積**

取外した非常用発動発電機等を付図7により基地内廃品置き場へ搬入する。

**2.4.12 撤収**

作業終了後、養生を撤去して展示資料館地下1階、作業エリア及び一時集積場所を清掃する。

**3 資材及び器材**

この契約において必要な資材及び器材は、契約の相手方が準備し、各日の作業終了後、清掃及び整頓を行う。

**4 発生材の処理**

この契約において発生した発生材については、契約の相手方が処分する。

**5 監督・検査**

契約担当官の定める監督及び検査実施要領によるほか、次による。

- a) 監督官は、この仕様書に基づき、7.1による書類審査を実施する。
- b) この仕様書に基づき、契約の相手方及び検査官立ち会いのもと、撤去状態の検査を実施する。
- c) 検査の結果、不具合事項が見受けられた場合は、契約の相手方の負担により必要な処置を実施し、再度検査を受けなければならない。

**6 その他の指示**

**6.1 提出書類**

**6.1.1 役務実施前**

契約の相手方は、契約締結後、速やかに、表2による書類を作成し、監督官の確認を受けた後、官側に提出し、承認を得る。

なお、提出書類内の事項に変更が生じた場合は、再度承認を得ることとする。

**表2－提出書類**

書類名	部数	注記
作業計画書	1部	付表2による。
工程表	1部	付表3による。

## 品名又は件名 非常用発動発電機及び構成品の撤去並びにラジエター設置基礎の拡張

役務作業者名簿	1部	付表4による。
---------	----	---------

### 6.1.2 役務完了後

契約の相手方は、監督官の指示に従い撮影した着手前・各工程実施中・全行程完了後の写真をカラー写真にて製本（様式任意）し、速やかに、監督官に提出する。

### 6.2 安全管理

契約履行中において、人、官側の建物及び物品に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに契約の相手方の責において補償しなければならない。また、現地作業において不具合が発生した場合は、直ちに作業を中止し、監督官の指示を受ける。

### 6.3 官側における支援

契約の相手方は、現地作業において支援を必要とする場合は、監督官と調整のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

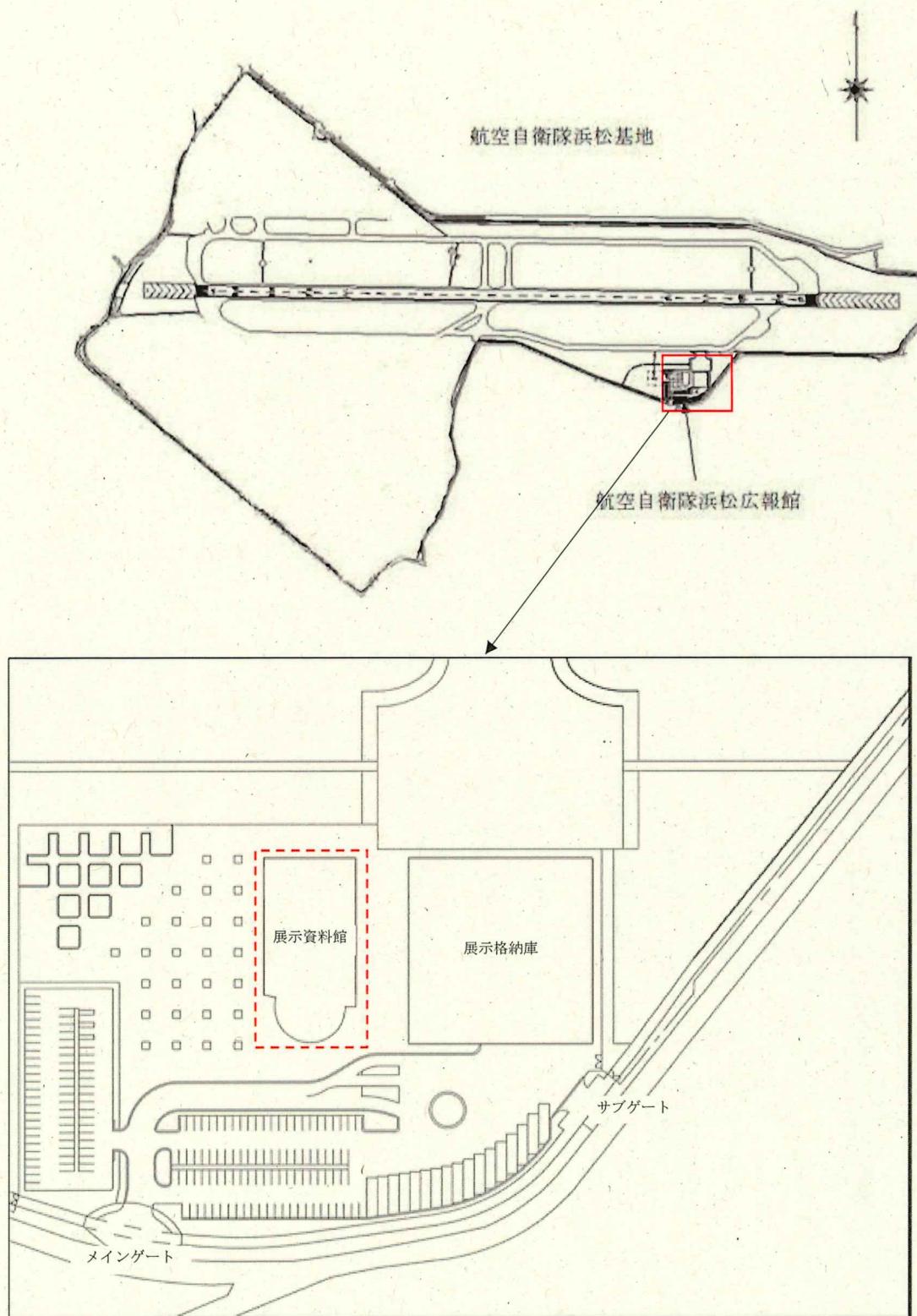
- a) 契約の相手方が搬入した器材の保管に関する事項
- b) 履行場所への立ち入り手続きに関する事項

### 7 その他必要な事項

契約の相手方は、基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。代表的な遵守事項は、次によるほか、細部は、監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

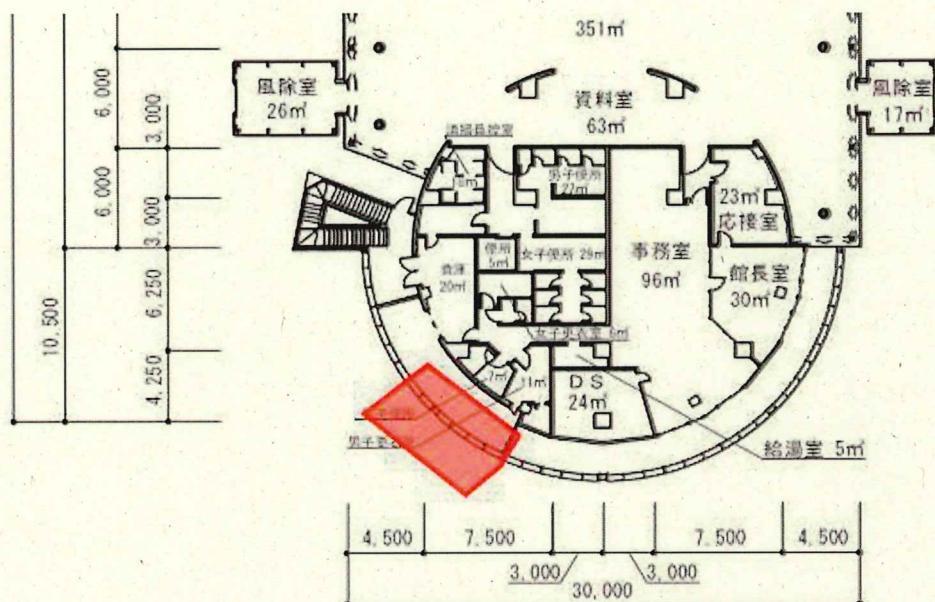
- a) 契約の相手方は、現地作業において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合は、監督官と調整する。
- b) 作業時間は、閉館日の8時15分から17時00分までを基準とし、この時間外に作業の実施が必要な場合は、監督官との調整により決定する。また、作業工程上、複数日連続する作業日が必要な場合も、監督官との調整により決定する。
- c) 契約の相手方は、この契約によって知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- d) 契約の相手方は、基地内における写真撮影については、この契約に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得なければならない。また、写真、フィルム及びデータについては、契約完了後、完全に消去し、保持してはならない。
- e) 契約の相手方は、この契約におけるデータを取り扱う場合は、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用することとし、契約完了後、当該データを消去し、保持してはならない。
- f) 契約の相手方は、基地及び基地の施設に立ち入る必要がある場合は、基地司令等の許可を受けるほか、細部は、監督官の指示に従うこととする。
- g) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに官側に通知し、協議するものとする。

基地及び浜松広報館の場所

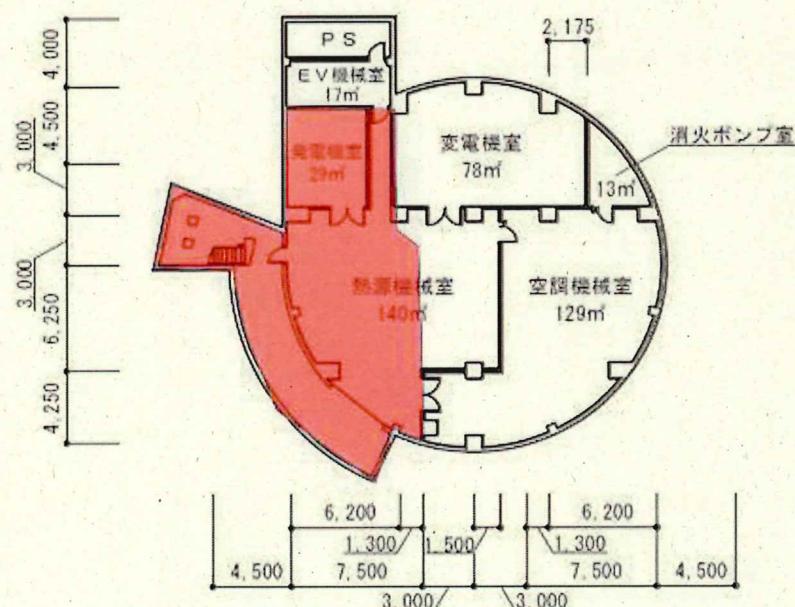


付図 1-履行場所 (1/3)

展示資料館 1階及び屋外展示場（平面図）



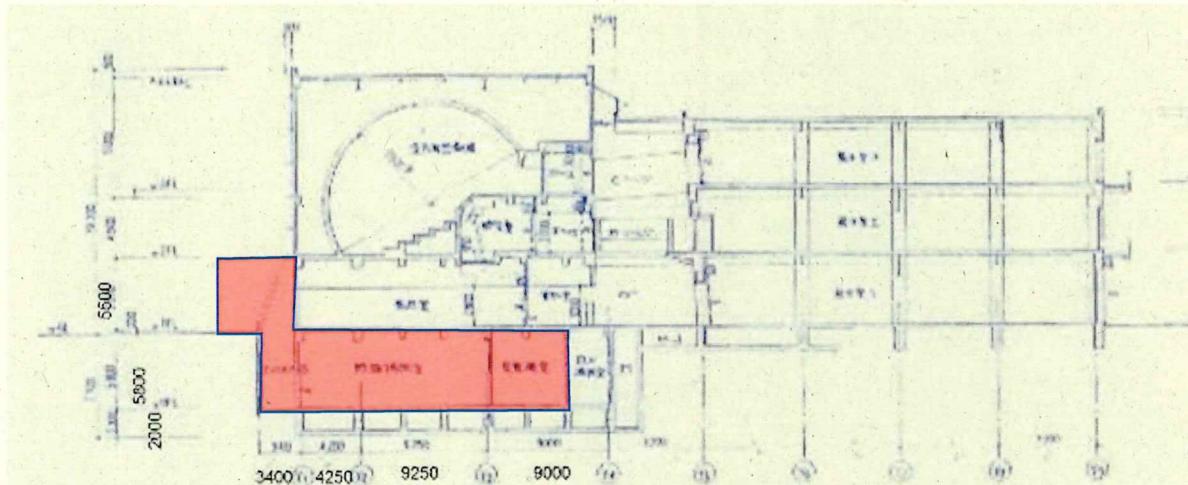
展示資料館地下 1階（平面図）



凡例   : 役務履行場所

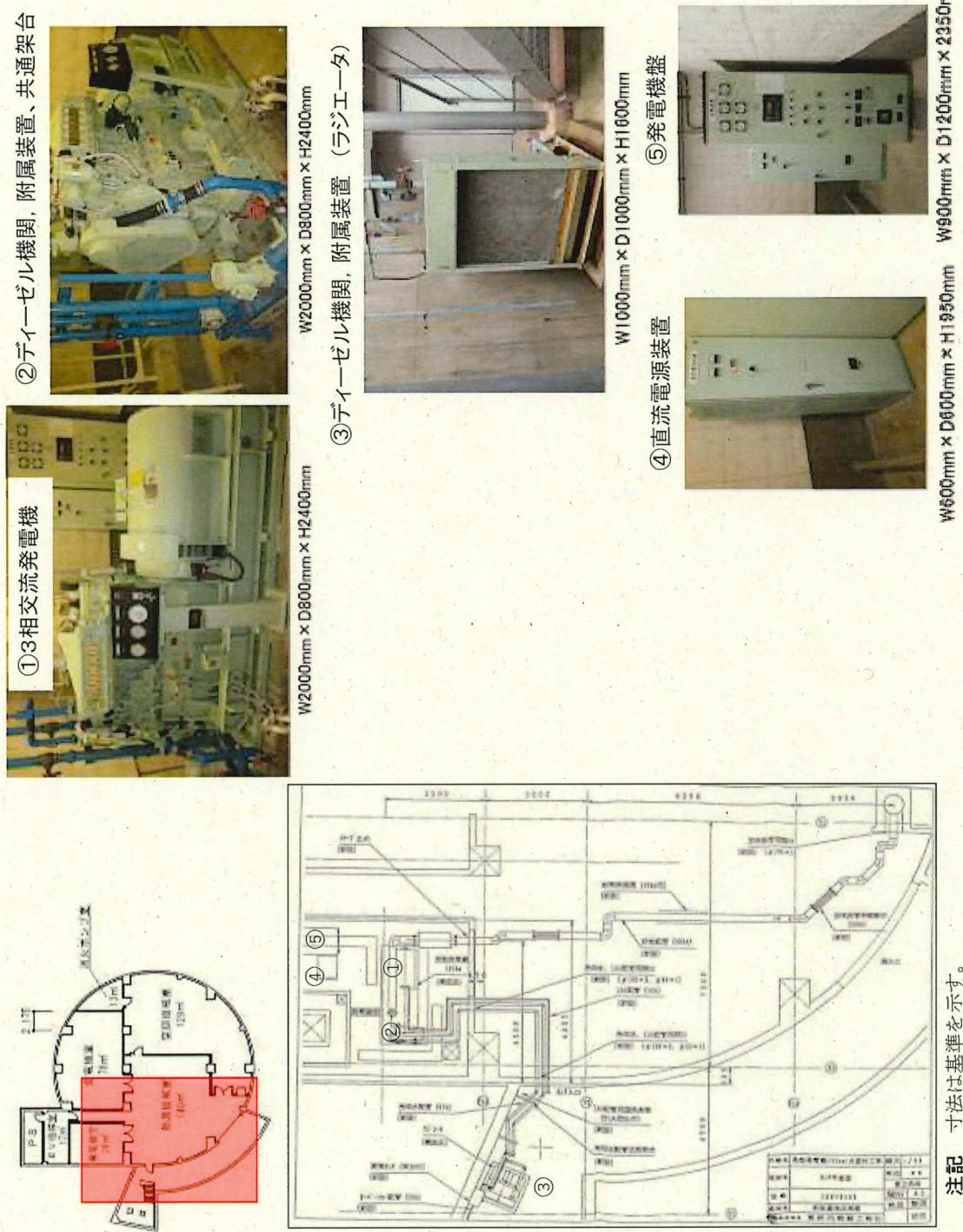
付図 1—履行場所 (2/3)

展示資料館（立面図）



凡例  : 役務履行場所

付図1-履行場所 (3/3)



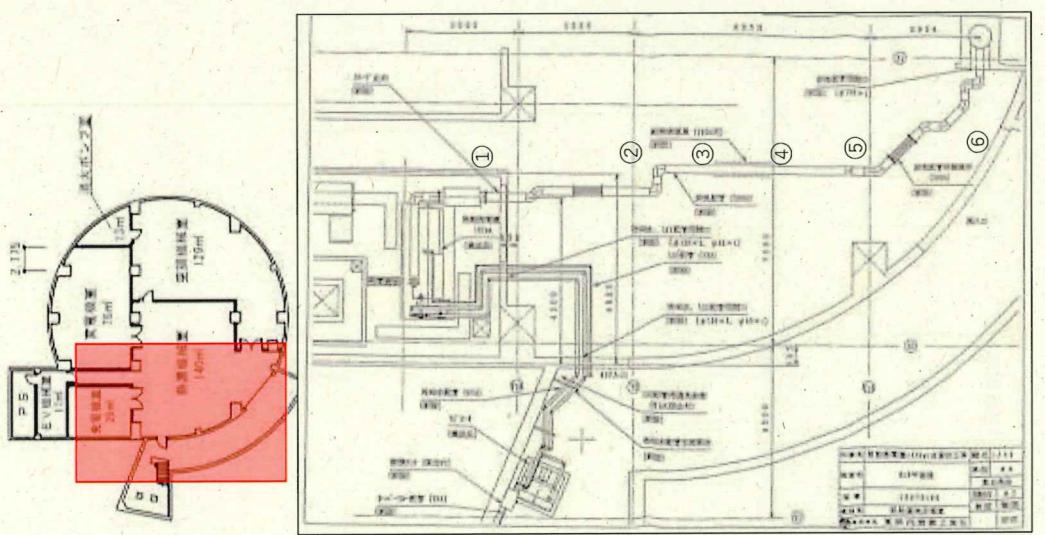
付図2－撤去品目既設配置図（1／3）

**注記** 寸法は基準を示す。

排気管（消音器含む。）

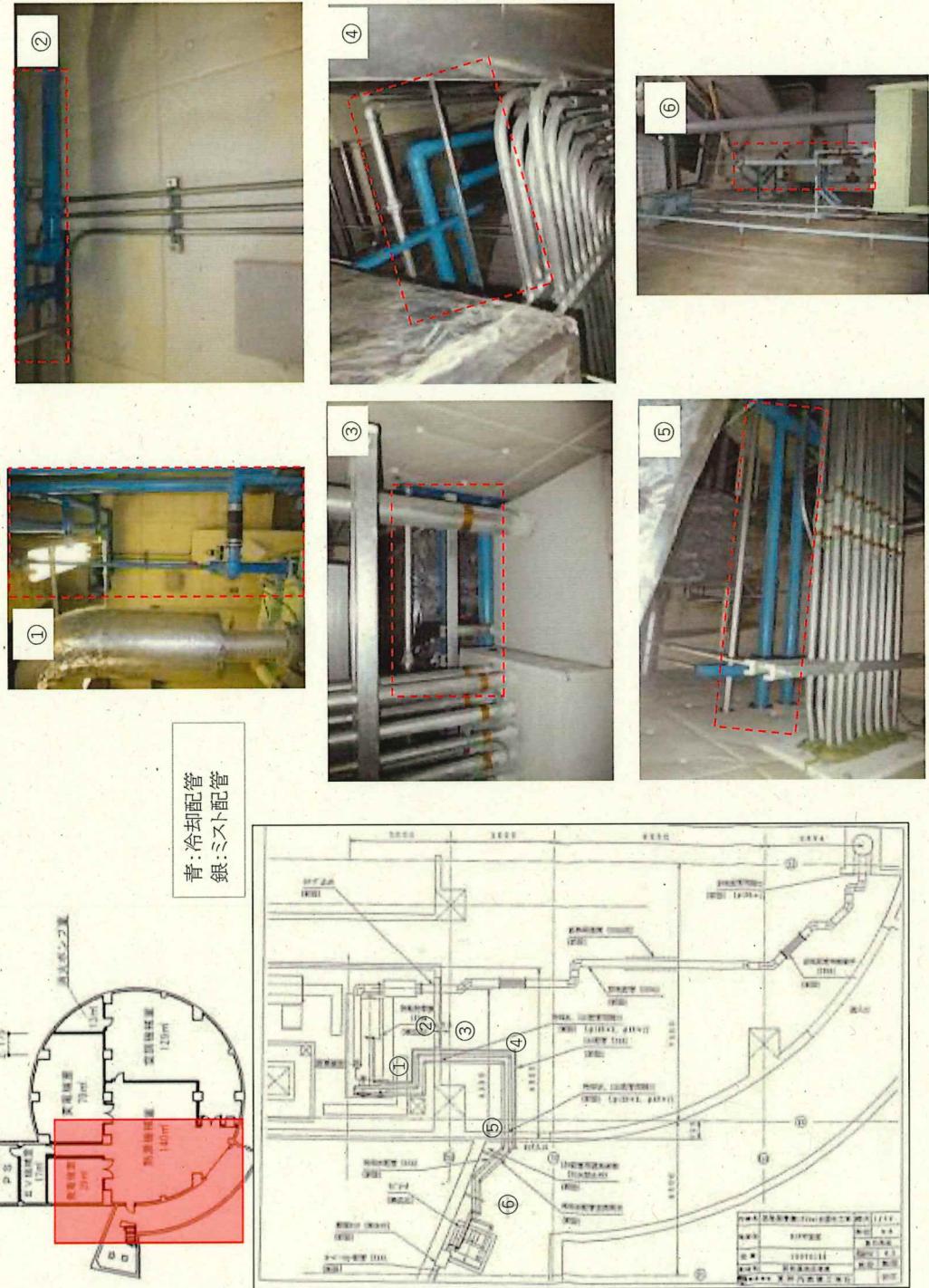


付図2－撤去品目既設配置図（2／3）



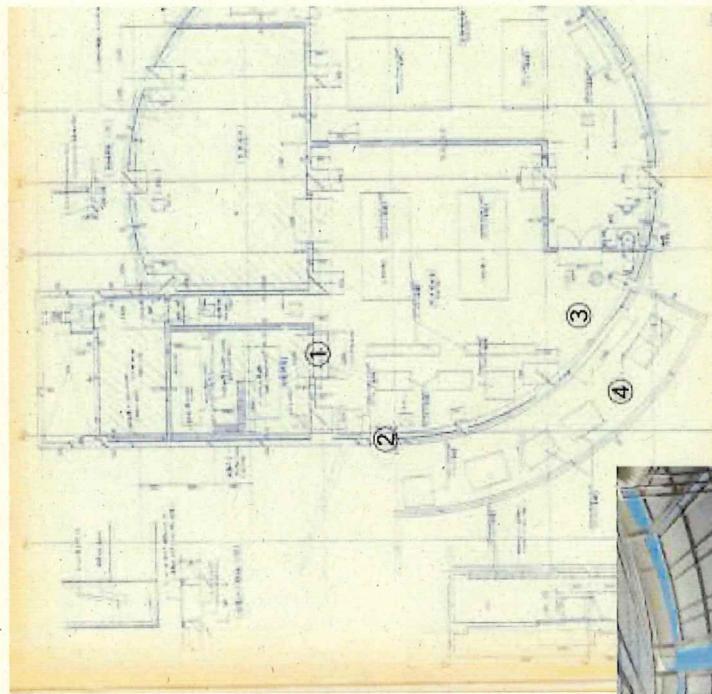
注記 尺法は基準を示す。

冷却配管及びミスト配管（消音器含む。）



付図2－撤去品目既設配置図（3／3）

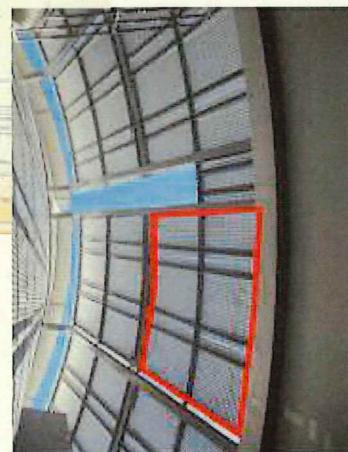
注記 寸法は基準を示す。



ドライエリアから資器材を搬出入する場合は、アルミパンチングメタルを取り外す必要がある。



W900mm × H2000mm



W2950mm × H2970mm



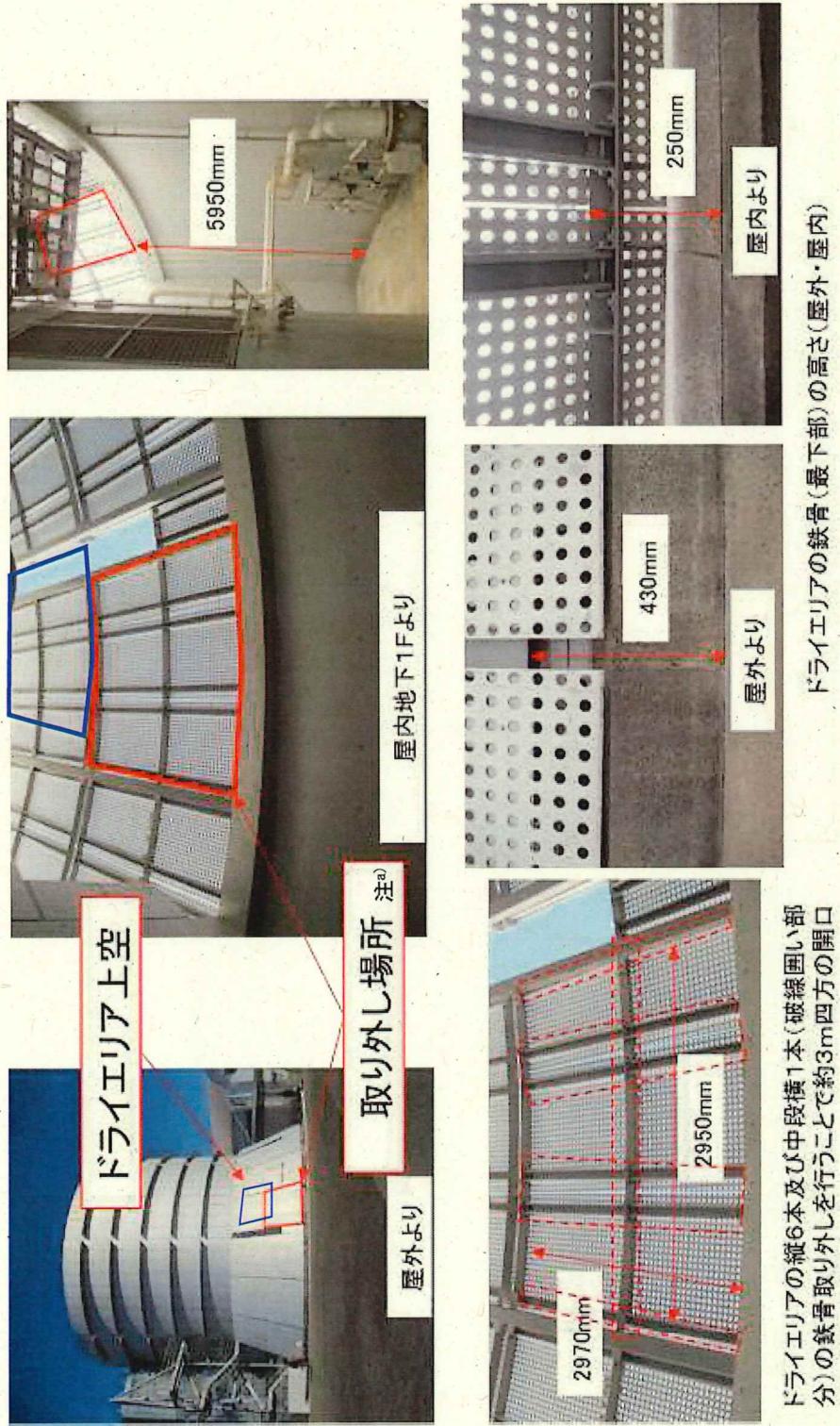
W2000mm × H2400mm



W4000mm × H3000mm

注記 寸法は基準を示す。

付図 3 一開口部

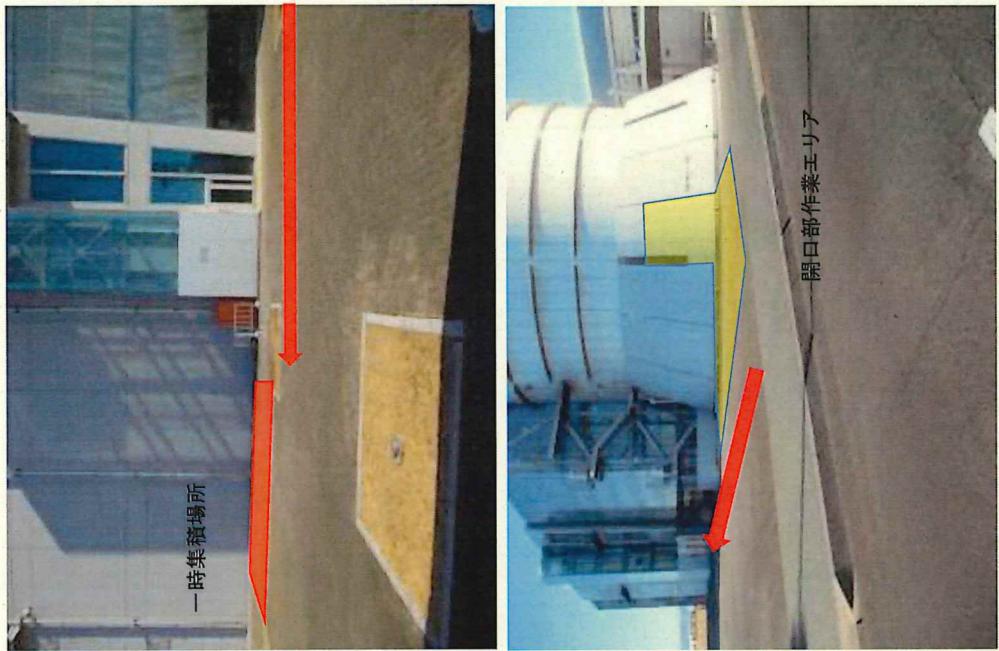


注<sup>a)</sup> 赤線で囲んだアルミバンチングメタルを取り外した開口部で撤去対象品目が搬出できない場合、青線で囲んだアルミバンチングメタルを取り外して開口部を広くする。

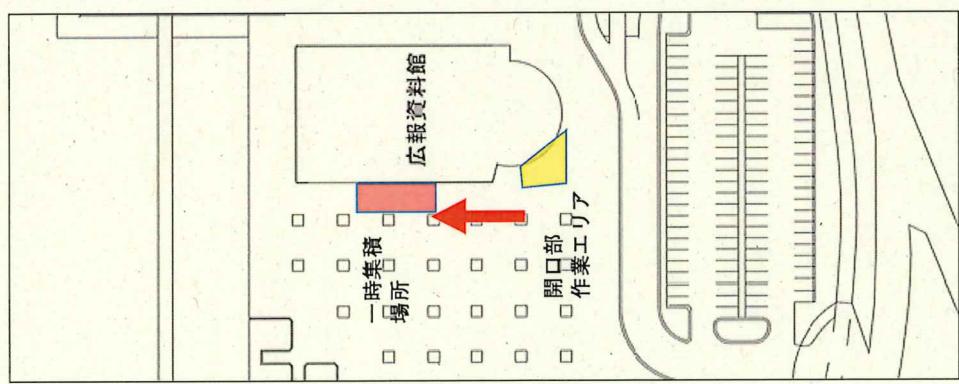
ドライエリアの鉄骨(最下部)の高さ(屋外・屋内)

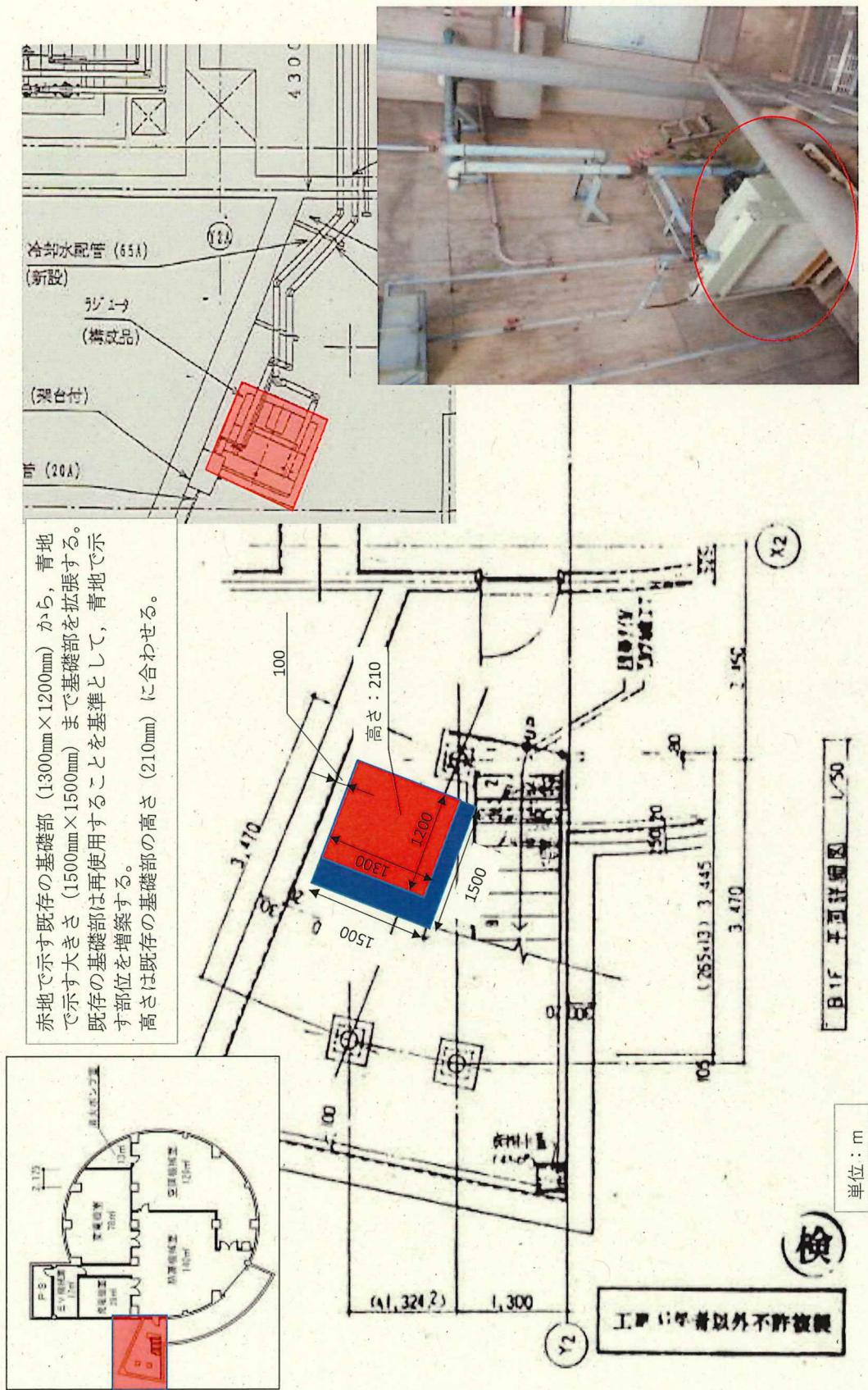
ドライエリアの縦6本及び中段横1本(破線囲い部分)の鉄骨取り外しを行うことで約3m四方の開口部が確保できる。

付図4－ドライエリア上部の開口部確保の要領

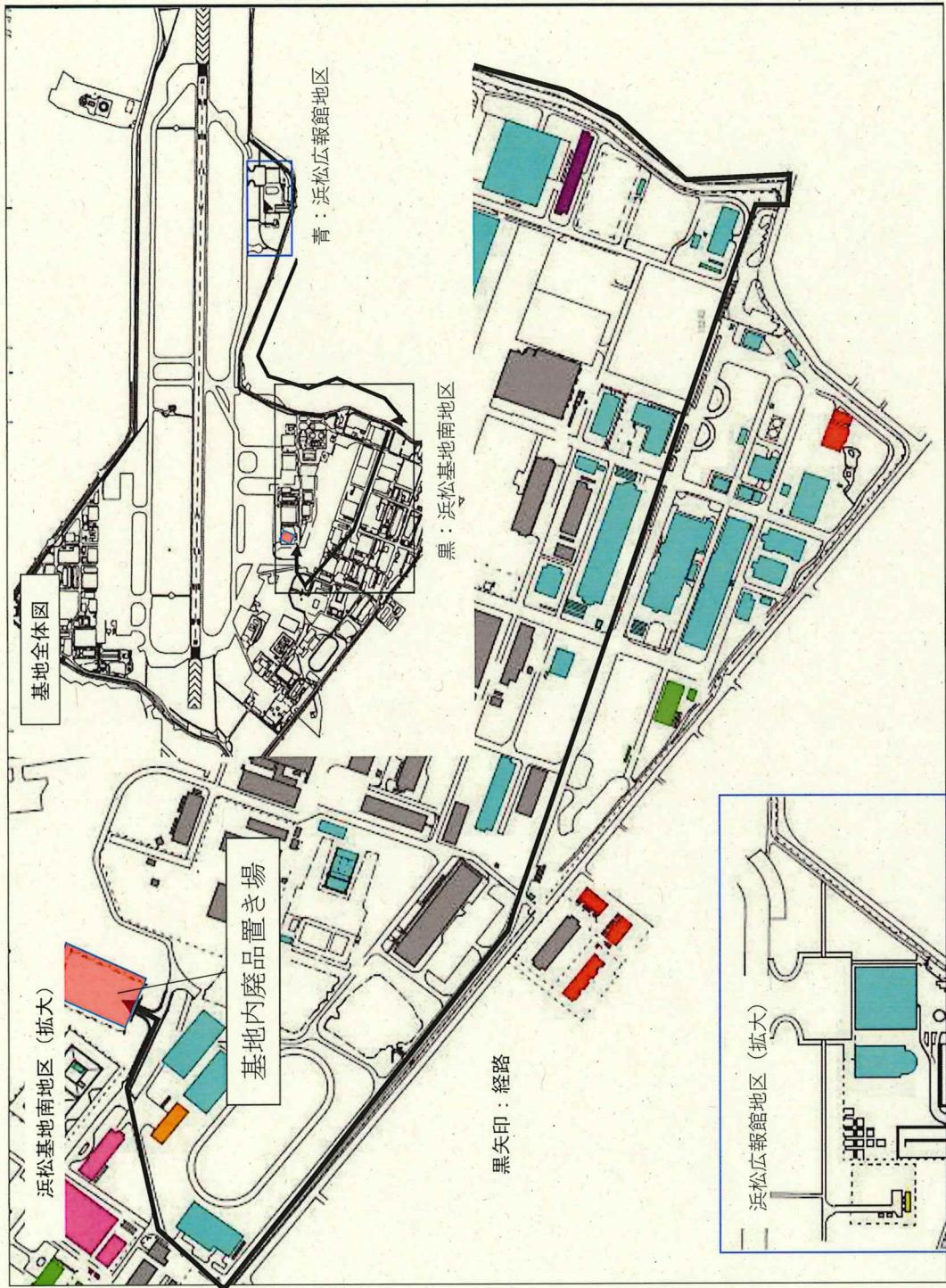


付図5－作業エリア及び一時集積場所





付図6—ラジエター設置基礎の拡張



付図 7 一搬出経路

項目	形状等	品名	数量
1		本体寸法：W2000mm×D800mm×H2400mm 総重量：1200kg 3相交流発電機	1
2		本体寸法：W1000mm×D1000mm×H1600mm 総重量：1450kg ディーゼル機関、附属装置、共通架台	1
3		本体寸法：W1000mm×D1000mm×H1600mm 総重量：400kg ディーゼル機関、附属装置（ラジエータファン）	1
4		本体寸法：W600mm×D600mm×H1950mm 総重量：不明 直流電源装置（バッテリーを含む。）	1
5		本体寸法：W900mm×D1200mm×H2350mm 総重量：不明 発電機盤	1

付表1－撤去品目

付表 2 - 作業計画書

1

作業計画書

令和 年 月 日

(提出先)  
契約担当官 殿  
(監督官気付)

住 所  
会 社 名  
代表者名

担当者名  
連絡先

- 1 役務の名称  
非常用発動発電機及び構成品の撤去及びラジエター設置基礎の拡張
- 2 作業実施期間  
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 工程表  
別表第 1 による。
- 4 役務作業者  
別表第 2 による。

添付書類： 1 別表第 1 「工程表」  
2 別表第 2 「役務作業者名簿」

付表3—工程表

別表第1

**注記** 工程表は本様式を基準とするが、契約の相手方が通常使用している様式を本様式に代えることができる。

付表 4 一役務作業者名簿

役務作業者名簿

一連番号	(ふりがな) 氏名	生年月日 年 齢	(ふりがな) 現住所	国籍	防衛省勤務 経験の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

注記 一連番号は、必要に応じ追加することができる。